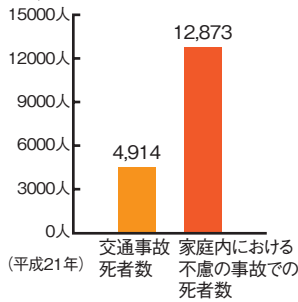


「住まい」

『移動する』ことが自立の基本です
危険箇所を取り除けば行動範囲が
広がり、介助者の負担も軽減可能です

もはや家庭内事故は、
交通事故よりも多い

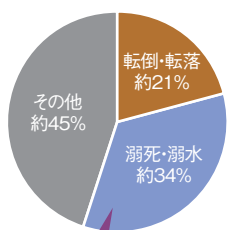
■平成21年の事故による死者数
(警視庁交通局統計より)



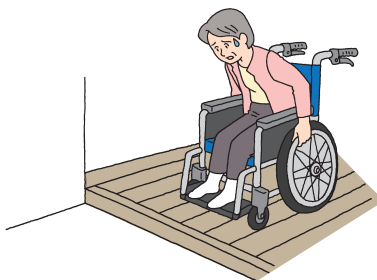
平成21年度の調査によると、全国の交通事故死者数は4千914人、対して家庭内での不慮の事故で亡くなった数は1万2千873人。その数は交通事故のなんと約3倍にも及んでいます。特に65歳以上の高齢者の死因で高い割合を示すのは、「転倒・転落」と「溺死（主に浴槽内）」。

住宅改修は「歩行姿勢の安定」が基本
若い頃は何でもなかった段差でつまずいたり、浴槽で足を滑らしたり。年を重ねて身体能力が衰えると、住まいの中に危険な場所が増えます。住宅改修には、手すりやスロープをはじめさまざまな方法があります。大切なのは、症状に合わせて「安定した姿勢で自分で歩ける」環境を作ること。行動範囲を広げる（保つ）ことは高齢者の自信になるだけでなく、介助者の負担軽減にもつながります。

■平成21年の高齢者(65歳以上)の家庭内事故による死因割合
(厚生労働省主要統計より)



この2つで半数以上の方が命を落としています！



- 1 段差の解消**
床上げやスロープをつけて解消しましょう。
- 2 滑りにくい素材に変更**
浴室の床、屋外玄関のタイルを滑りにくい素材に変えましょう。また階段には滑り止め加工が施されたマットを敷きましょう。
- 3 障害物の除去**
敷居の撤去、スロープの取り付けをしましょう。
- 4 夜間の視界を確保**
階段には蛍光素材で夜間でも光る滑り止めを。また廊下には足下灯をつけましょう。(介護保険適用外です。)

住宅改修ミニ知識

住宅改修には、
介護保険が適応されます

要介護者や要支援者が実際に居住する住宅に住宅改修を行った場合、介護区分にかかわらず、公的介護保険が20万円(支給は18万)を上限に適用されます。また介護度が3段階以上あった場合、または転居した場合は再度利用が可能です。

支給対象

- (1) 手すりの取り付け
- (2) 段差の解消
- (3) 床または通路面の変更
- (4) 引き戸などへの扉の取り替え及び新設
- (5) 洋式便器などへの便器の取り替え
- (6) その他の工事 / (1)～(5)の付随工事(左へ↓参照)

※介護保険の申請は事前に市区町村の窓口で行いますが、やむを得ない場合は工事完成後でも申請できます。詳しくは、お近くの介護支援専門員や各自治体の地域包括支援センター等の介護保険窓口にお問い合わせください。

ひと言メモ 介護保険において住宅改修はかなり限定されています。受けた人の資産になるような新設は認められていません。

